



税金・保険

市税

☎ 税務課 ☎0980-53-1212 管理係(内線181/198) 市民税係(内線187/182)
 資産税係(内線184/185/186/388) 納税係(内線188/193/194)
 直通番号 ☎0980-53-1219
 国民健康保険課 保険税係 ☎0980-53-1212(内線152/153/117/165/274)

市税の概要

(1) 市税の種類

市税の種類	税の概要
市民税(個人)	毎年1月1日現在、名護市の住民である方の前年(1月~12月の間)の所得に対して課せられる税金です。
軽自動車税	毎年4月1日現在の軽自動車、自動二輪、原動機付自転車等の所有者に課せられる税金です。排気量により税額が異なります。
固定資産税	毎年1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者に対して、固定資産の評価額に応じて課せられる税金です。
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対して、課される税金です。加入者が疾病、負傷、出産した際の保険給付に充てられます。

(2) 市税の納期一覧表

税の種類\月数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	全期											
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日

※納期限が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

市税を納める場所

- (1) 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・JAおきなわ・沖縄県内のゆうちょ銀行、郵便局
- (2) 上記の金融機関の各本店・支店及び上記の金融機関と為替取引のある金融機関
- (3) 県内及び県外のコンビニエンスストア
 - 納付の際は納付書をご持参ください。納付書を紛失された場合は、税務課納税係、国民健康保険課保険税係まで

〈広告〉

伊豆味善浩 税理士事務所

税理士
伊豆味 善浩



事務所
〒905-0014
沖縄県名護市港1丁目2番8
101号南荘

TEL (0980) 54-5895
FAX (0980) 54-5896



住民税

☎ 税務課 市民税係 ☎0980-53-1212(内線187)

個人住民税

(1) 申告

住民税申告書の提出期限は、毎年3月15日です。(3月15日が土日・祝日にあたる場合は、翌日が期限日となります)

(2) 住民税を納める方

1月1日現在名護市に住所がある方(均等割又は均等割及び所得割) ※ただし、所得状況によるものです。

市内に事業所、事務所又は家屋敷等のある方(均等割)

・均等割…一定以上の所得を有する方に、課税される税金です。

・所得割…各個人の所得などに応じて、課税される税金です。

※個人住民税の減免について、生活保護法の保護を受けている者等は減免することができます(納期限までに申請)

軽自動車税

☎ 税務課 市民税係 ☎0980-53-1212(内線182)

軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車などを所有する方に課税されます。

これらを取得、譲渡、廃車又は住所や名義が変わった場合は必ず届け出てください。

(1) 税制改正にかかる軽自動車税の税率改正

平成26年度地方税法の改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が引き上げとなっています。

原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125ccを超え250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc以上)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

軽自動車

- ・平成27年3月31日までに登録済みの車両は変更はありません。
- ・平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両より税率が引き上げとなっています。
- ・最初の新規検査から13年を経過した車両は、重課税率の対象となります。(※車検証で初度検査年月日を確認できます。)

車種区分	税率(年税額)				
	平成27年3月31日までに登録済みの車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両	重課税率(最初の新規検査から13年経過した車両)		
三輪(660cc以下のもの)	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪(660cc以下のもの)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円



(2) 申告(申請)と手続きの場所

- ア 新たに所有した……15日以内に申告
- イ 他市町村から転入した…15日以内に申告
- ウ 所有しなくなった……30日以内に申告

車種	届出の受付場所	問い合わせ先
原動機付自転車(50cc~125cc) 小型特殊自動車	名護市役所 税務課 市民税係	0980-53-1212 内線 182
軽二輪(126cc~250cc)	陸運事務所	050-5540-2091
四輪軽自動車(乗用・貨物)	軽自動車協会	050-3816-3126
二輪の小型自動車(251cc以上)	陸運事務所	050-5540-2091

(3) 申告に必要な書類

	新規(中古)	市内名義変更	住所変更	抹消
原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡、廃車、販売証明書 のいずれか ・印鑑 ・自賠責保険証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・新旧の印鑑 ・自賠責保険証明書 ・譲渡証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・市外転出での住所変更 は抹消と同じ ・市内での住所変更の時 は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート ※盗難の場合 警察からの受理番号

- ア 販売証明を行う業者については、古物商許可証の確認を行います。
- イ 窓口に来られる方の身分確認(運転免許証等)を行います。
- ウ 18歳未満の方が所有者になる場合、保護者の同意が必要です。
- エ 改造・排気量等変更時の登録の際は、上記書類とあわせ、改造・排気量等変更届出書の提出が必要です。

(4) 軽自動車の減免

一定の身体障がい者等のために使用する自動車等については、申請により税が減免される場合があります。

※納期限までに申請が必要です。

固定資産税

問 税務課 ☎0980-53-1212 資産税係(内線184/185/186/388)

固定資産税とは

土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している方が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在(賦課期日)の固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

税額

土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計×税率(1.4%)

免税点

同一人が所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

所有者が死亡した場合

所有者として登記(登録)されている方が、賦課期日(1月1日)前に死亡されている場合には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している方(相続人等)が納税義務者となります。

共有名義の場合

固定資産を2人以上の共有名義で所有されている場合、共有者全員が連帯納税義務者となります。納税通知書は共有者全員に送付しておりますが、納付書又は口座振替のお知らせは二重払いを防止するため、代表者の方のみ送付しております。

納税管理人を指定する場合

所有者が市外に居住している場合、市内にお住まいの方を納税管理人に指定していただくことができます。納税管理人は、所有者から納税に関する手続きを委任された方となりますので、証明発行や閲覧等の手続きをおこなうことができます。納税通知書等も納税管理人に送付させていただきます。

固定資産税の減免申請について

火災・天災等特別な事由があると認められる固定資産については、申請により税が減免される場合があります。※納期限までに申請が必要となります。



市税・国保税に関する証明や閲覧

問 税務課 ☎0980-53-1212 市民税係(内線187/182) 資産税係(内線184/185/186/388)
納税係(内線188/193/194) 直通番号 0980-53-1219 国民健康保険課 保険税係(内線165)

◆証明の種類及び閲覧

印鑑、身分証明書をご用意してお手続きください。

証明の種類		証明手数料			申請窓口				
市県民税関係証明	所得証明	1年度で1件200円			市役所本庁税務課 屋我地支所 羽地支所 屋部支所 久志支所				
	課税証明(非課税証明)								
	所得課税証明								
	扶養証明								
	営業証明								
	申告書の写し(本庁のみ)								
固定資産関係証明	資産証明	土地5筆につき1件200円 家屋1棟につき1件200円			市役所本庁税務課				
	評価証明								
	公課証明								
	名寄せ	1件200円							
	固定資産課税証明(償却資産)								
	無資産証明	土地5筆につき100円/家屋1棟につき100円							
	閲覧								
	家屋減失証明	1件200円							
	地籍図					サイズ	モノクロ	カラー	
	併合図	A3以下	1件300円	1件600円					
納税証明関係	納税証明 (固定資産) (市県民税) (軽自動車税) (法人市民税) (国民健康保険税)	1年度1税目1件につき200円			市役所本庁税務課、 国民健康保険課 屋我地支所 羽地支所 屋部支所 久志支所				
						完納証明	1件200円		
						継続検査用納税証明(車検用)	無料		
						歴年納税証明	1件200円		
	完納及び滞納処分を受けたことのない証明								
	滞納処分を受けたことのない証明					本庁のみ			

国民健康保険のしくみと手続きについて

問 国民健康保険課 ☎0980-53-1212
保険給付係 資格担当(内線154/157) 給付・第三者行為担当(内線156)

国民健康保険(以下、国保)は市内に住所があり会社など健康保険に加入していない人が、病気やけがなどによる医療費の支払いをしなければならないとき、お互いに助け合い医療費の負担を分かち合うために生まれた制度です。加入者があらかじめ保険税を出し合い、これに国・県・市もお金を出して、その医療費を負担し合うようになっています。

保険証は、正式には「国民健康保険被保険者証」といい、国保に加入し、療養の給付を受けるための証明書です。病院、医院にかかるときには必ず提示が必要ですので大切に保管しましょう。

▶こんなときは必ず14日以内に届け出を！

届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類及び印かんが必要です。

国保に入るとき	届出に必要なもの
転入してきたとき	住民異動届
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書
子どもが生まれたとき	国保被保険者証

国保をやめるとき	届出に必要なもの
転出するとき	国保被保険者証、住民異動届
職場の健康保険に入ったとき	職場の被保険者証、国保被保険者証
被保険者が死亡したとき	亡くなった方の国保被保険者証
生活保護を受けるようになったとき	国保被保険者証、保護受給証明書(開始)

その他	届出に必要なもの
住所変更/世帯主の変更/世帯を分離・合併したとき	国保被保険者証、住民移動届
保険証をなくしたとき(汚れて使えなくなったとき)	使えなくなった国保被保険証
修学のためべつに住所を定めるとき	国保被保険者証、在学証明書
外国籍の方が在留期間を更新したとき	在留カード

転出や別の健康保険に加入し、国保をやめた後は国保の保険証や限度額証は使用できません。

▶ 国保で受けられる給付

種類	内容
療養給付費	<p>病院などの窓口で保険証を提示すれば、医療にかかった費用の一部を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆診察 ◆治療(処置、手術など) ◆在宅療養及び看護 ◆投薬や注射などの処置 ◆入院及び看護(食事代は定額自己負担) <p>(災害や失業などによって、一部負担金の支払いが困難となった場合は、一時的に支払いの減額・免除・徴収猶予ができる場合があります。)</p>
療養費	<p>①やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき ②コルセットなどの治療用装具代金 ③柔道整復師の施術を受けたとき ④はり・灸・マッサージなどの施術 ⑤生血を輸血した場合 ⑥海外渡航中に診療を受けたとき(療養を目的とした渡航は除く)</p> <p>なお、①②⑤⑥の場合、いったん全額自己負担になりますが、申請により、国保が審査し支給決定した額の保険給付分があとで世帯主に支給されます。</p>
高額療養費の支給	<p>同じ世帯で、同じ月内に限度額を超えて一部負担金を支払った場合は、申請によりその超えた額が支給されます。</p> <p>また、国民健康保険課から「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなります。</p> <p>※自己負担限度額はその世帯の所得、市民税の課税の有無によって決まります。</p>
高額介護合算療養費の支給	<p>同じ世帯で1年間に医療と介護サービスの両方で高額な支出があった場合、その世帯の限度額を超えた額が申請により支給されます。</p>
出産育児一時金	<p>被保険者が出産したときに、1人につき42万円(産科医療補償制度の対象でない場合は40万4千円)が、出産された医療機関等へ支払われます。差額のある場合、又は医療機関への支払いを希望されなかった場合は、世帯主へ支給されます。(死産・流産も妊娠12週以上であれば支給の対象となります。)</p>
葬祭費	<p>被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費(2万円)が支給されます。</p>

▶ 交通事故など第三者行為の届出

交通事故や他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為によってけがや病気をした場合は、すぐに国民健康保険課へ届け出てください。届け出がないと保険が使えません。

国民健康保険税の納付について

問 国民健康保険課 ☎0980-53-1212
保険税係 賦課・収納担当(内線274/165)
納付・相談担当(内線152/153/117)

皆さんに納めていただく国保税は加入者数、前年の収入などに応じて課税されます。納め忘れのないように納期限内に納付しましょう。

◆口座振替をご利用ください

忙しい方のために、口座振替が便利です。納めに行く手間が省け、手続きも簡単で納め忘れもありません。申込は金融機関の窓口にて、身分確認ができるもの、預金通帳と通帳届出印、納税通知書(納付書)をご持参のうえ手続きをお願いします。

◆加入の届け出が遅れた場合

- 国保税…国保の資格を得た月まで遡って課税され、かつ課税された分は納期限内に納めなければなりません。
- 給付…診療にかかった医療費の10割全額が請求されますので、全額支払った後に国保窓口でご相談ください。本来の自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。但し、払い戻しには時効がありますので、詳しくは国保窓口でお問い合わせください。
- どうしても納付が困難なときは…納付方法についてご相談ください。また災害その他特別の事情により国保税の納付が困難なときは、申請により国保税の減免が認められる場合があります。
- 国保税を納付しない状態が続くと…特別の事情などがなく、一定期間国保税を納付しない状態が続くと、保険給付の全部又は一部が差し止められたり、財産が差し押さえられたりする場合があります。納期限の過ぎた税がありましたら、そのまま放置せずに納付の相談にお越しくください。

◆国保以外の健康保険に加入した場合

- 国保窓口でのお手続きが必要です。手続きをされないと、国保税が継続して課税されます。さらに、納期限が過ぎた税があると財産の差押えといった滞納処分をされる場合がありますのでご注意ください。

◆納付が困難な方や納期限が過ぎた税がある方へ

- 災害、その他特別な事情により国保税の納付が困難な場合は、納期限が過ぎる前に国保窓口でご相談ください。
- 納期限が過ぎた税があると、給付の一部が差し止められたり、財産が差し押えられたりする場合があります。放置せずにできるだけ早く国保窓口でご相談ください。



税金・保険

後期高齢者医療制度

問 国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎0980-53-1212(内線195/167)

後期高齢者医療制度

75歳(一定の障害のある方は65歳)以上の高齢者の方は国民健康保険や社会保険などから離れ、独立した「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

後期高齢者医療制度	
対象となる方	75歳以上(65歳以上で一定の障害のある方)
対象となる日	75歳の誕生日当日から
患者負担	1割負担(現役並み所得者は3割負担)
保険料	沖縄県後期高齢者広域連合で定めた保険料を被保険者となる方全員が納めます。

こんなときは必ず届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの	いつ
60歳～74歳で一定の障がいのある方が加入しようとするとき	被保険者証、国民年金証書、身体障がい者手帳・その他障がいの程度がわかる書類のいずれか、印かん	障がい認定を受けようとするとき

こんなとき	届け出に必要なもの	いつ
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書、印かん	14日以内
ほかの都道府県から転入してきたとき	被保険者証、負担区分証明書、印かん	14日以内
65歳～74歳までの一定の障がいがある加入者が、後期高齢者医療から脱退しようとするとき	被保険者証、印かん	障がい認定を撤回したいとき
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書、印かん	14日以内
ほかの都道府県に転出するとき	被保険者証、印かん	14日以内
死亡したとき	亡くなった方の被保険者証、葬祭費申請者の印かんと身分を証明するもの	14日以内
県内で住所が変わるとき	被保険者証、印かん	14日以内
氏名などが変わるとき	被保険者証、印かん	14日以内
被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの、被保険者証、印かん	14日以内

国民年金

問 市民課 窓口係(年金担当) ☎0980-53-1212(内線168/174/175)
名護年金事務所 ☎0980-52-2522(音声案内②)

国民年金とは？

20歳から60歳になるまで、自営業の方や学生の方だけでなく、会社員、公務員とその配偶者等すべての国民が加入し、働く世代が納める保険料と、国からの負担金を財源として、すべての方に共通の基礎年金を支給し障害の方や遺族の方、高齢の方々の生活を支えるという『ユイマール』の制度です。

国民年金の加入者は、次の3種類に分けられます。

- (1) 第1号被保険者: 自営業・農林漁業者、学生、アルバイト、無職の方などで60歳未満の方
- (2) 第2号被保険者: 職場の年金(厚生年金・共済組合など)に加入している方
- (3) 第3号被保険者: 第2号被保険者に扶養されている配偶者

国民年金保険料について

(1) 国民年金保険料

1号被保険者(任意加入被保険者も同じ)の保険料は年齢、性別、収入にかかわらず、すべての国民が同じ金額です。

保険料は、年度ごとに物価や賃金の伸びなどに応じて変動する場合がありますので、市役所年金担当または名護年金事務所、日本年金機構ホームページでご確認ください。



(2) 保険料の前納

現年度6ヶ月、又は年度末までの保険料をまとめて前納すると、一定率の割引がありお得です。

付加保険料も割引があります。

(3) 納付方法

口座振替(クレジットカード可)、又は、納付書で支払い(全国の金融機関・郵便局)する方法があります。

ア 口座振替納付…年金手帳(納付書等)、預金通帳、通帳届印を持って金融機関又は郵便で直接お申し出ください。(クレジットカード納付は、名護年金事務所受付)

イ 納付書による納付…日本年金機構から1ヶ月ごとの納付書を1年分、毎年4月にお送りしますので、納付期限までに、お近くの金融機関、コンビニで納めてください。

※保険料の納付についてのご不明な点は名護年金事務所(☎0980-52-2522(音声案内②))へお問い合わせください。

(4) 追納

免除を承認された期間の保険料については、10年以内であれば後日納めることができます。

(5) 納めた保険料は全額社会保険料控除対象となります。

確定申告や年末調整の際に全額社会保険料控除として所得から控除できます。

付加年金について

現在納めている保険料に月額400円を上乗せして納めると将来付加年金がプラスされます。

2年間で納めた額は取り戻し、3年以降はもらい得になるという大変お得な制度です。

(注) 1. 国民年金基金加入者及び免除をしている方は加入できません。

2. 保険料を納付期限内に納めないと付加年金の納付ができません。

年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。(2019年10月1日施行)

高齢者への給付金(支給要件)

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること。
- ② 前年の公的年金などの収入額とその他の所得との合計額が、老齢基礎年金満額(約78万円)以下であること。
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。

障害者や遺族への給付金(支給要件)

- ① 障害基礎年金または遺族年金の受給者であること。
- ② 前年の所得が、462万1,000円以下であること。

沖縄特別措置及び住所変更等の届出

沖縄特別措置

沖縄の国民年金が本土より9年遅れて発足したための特別措置です。昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間、沖縄に住んでいた方については、その期間を保険料免除期間とみなします。

◆申請に必要な書類 戸籍の附票(特別措置を受けようとする期間の記載のあるもの)と認印(昭和25年4月1日以前生まれの方が対象)

住所変更届

名護市への転入、名護市からの転出や住所の変更時には届出が必要な場合があります。市内での住所変更の場合は手続きは不要です。市外へ転出する場合は転出先で届出を行ってください。ただし、海外へ転出する場合は資格喪失、または任意加入の手続きが必要です。

免除関係

年金保険料を納めるのが困難なときは…

免除制度があるのをご存知ですか？

申請時点の2年1ヶ月前までさかのぼって免除を申請することができます。

詳しくは、名護年金事務所(☎0980-52-2522(音声案内②))、市役所市民課窓口係年金担当までお問い合わせください。

「産前産後期間」の免除制度

免除期間…出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(産前産後期間)。多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85週日(4カ月)以上の出産を言います(死産、流産、早産された方を含みます)。

対象者…[国民年金第1号保険者]で出産日が平成31年2月1日以降の方。

届出時期…出産予定日の6カ月前から届け出できます。

届出先…国民年金担当窓口。



老齢基礎年金と老齢福祉年金

老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除を含む)が原則的に10年以上ある方が、65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。

(1) 受給資格期間

年金を受けるために必要な期間で、保険料納付済期間と免除期間など合わせて10年以上必要です。

(2) 繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金は原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から受取る事も出来ます。

ただし、65歳以前から受取る場合は65歳の額から一定の率で減額されます。また、66歳以後に受取る場合には、受給額が増額されます。

(3) 申請に必要な書類

ア 戸籍抄本 イ 年金手帳
ウ 貯金通帳 エ 認め印
オ その他個々の状況によって、必要書類がかわります
※配偶者の年金に加給年金がついていた場合は、アの戸籍抄本ではなく、住民票謄本、戸籍謄本が必要になります。

(4) 受給者が死亡した時

市役所窓口係年金担当又は年金事務所に届け出なければなりません。

老齢福祉年金

国民年金制度の発足した当時(昭和36年4月1日)、すでに高年齢に達していた方は、拠出による受給資格期間を満たせないために無拠出の老齢福祉年金が支給されます。

(1) 支給を受けられる方

次のいずれかに該当する方で、他に公的年金を受けてない方

ア 明治44年4月1日以前に生まれた方
イ 明治44年4月2日から大正5年4月1日までの生まれで国民年金保険料を一定期間納めたことのある方
※他の公的年金が、712,000円(平成15年度)以下の場合、その差額分が支給されます。

(2) 受給者が死亡した時

市役所窓口係年金担当又は年金事務所に届け出なければなりません。

障害基礎年金と特別障害給付金

障害基礎年金

病気やけがにより障がい者となり、日常生活に制限を受ける状態になったとき支給される年金です。

(1) 障害基礎年金を受ける条件

下記のア又はイに該当していること。

ア 20歳から初診日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。(カラ期間は除きます。20歳前の厚生年金は合算されず。)

イ 初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

特別障害給付金

国民年金に任意加入できる期間に、任意加入しなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がい者の方を対象に給付されます。

(1) 対象となる方

- ア 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生
- イ 昭和61年3月以前に、国民年金任意加入対象者であった厚生年金や共済組合などの加入者の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害の程度が障害基礎年金の1、2級に該当する方

遺族基礎年金

遺族基礎年金

国民年金の加入中死亡、又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡した時、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。

(1) 受給要件

- 下記のア、イ、ウのいずれかひとつに該当していること
- ア 20歳から死亡日の前々月までに保険料納付済と免除の期間が3分の2以上あること。
 - イ 死亡日が令和8年3月31日以前で死亡日に65歳未満の場合は、死亡日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
 - ウ 老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていること。

(2) 受給資格のある方

- 死亡者と生計同一で
①子と生計を同じくしている妻 ②子

寡婦年金

寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受ける前に亡くなったとき、その妻(死亡者と生計同一で、婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまで支給されます。

(1) 支給額

支給される額は夫が受けることができた老齢基礎年金額×3÷4で計算されます。

死亡一時金と未支給請求

死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなり、その遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。請求できるのは、死亡日から2年以内です。

未支給請求

なんらかの年金をもらっている方が亡くなった場合、遺族は死亡したことを市役所市民課窓口係年金担当か年金事務所に届け出なければなりません。

